

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ピコティ東館
- 2 所在地 千葉県松戸市小金字天王脇1番地
- 3 建物設置者 株式会社新都市ライフ 代表取締役 古屋 雅弘ほか
- 4 小売業者名 株式会社マイカル（業種：食料品、住・生活関連）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 開店時刻
 - （変更前）午前9時
 - （変更後）午前9時（年間60日に限り午前8時）
 - (2) 駐車場利用時間帯
 - （変更前）午前8時～翌午前0時
 - （変更後）午前8時（年間60日に限り午前7時30分）～翌午前0時
- 6 変更年月日 平成19年2月5日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成19年1月29日
 - (2) 公告縦覧期間 平成19年2月20日～平成19年6月20日
 - (3) 説明会開催日 平成19年2月28日不要承認済
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 松戸市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：11,628㎡
- 2 駐車場の収容台数：206台
- 3 駐輪場の収容台数：450台
- 4 荷さばき施設の面積：88㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：116m³
- 6 開店時刻：午前9時（年間60日に限り午前8時）
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時（年間60日に限り午前7時30分）～
翌午前0時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成19年8月23日通知

<理由>

- (1) この届出は、開店時刻及を年間60日に限り1時間繰り上げるもので、周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく松戸市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 エコス茂原店
- 2 所在地 茂原市茂原1575番地2
- 3 建物設置者 酒井利明
- 4 小売業者名 (株)エコス（業種：総合店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前10時～午後10時 (変更後) 午前9時～翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時30分～午後10時30分 (変更後) 午前8時30分～翌午前0時30分
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前8時～午後6時 (変更後) 午前6時～午後10時
- 6 変更年月日 平成19年2月9日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成19年2月8日
 - (2) 公告縦覧期間 平成19年3月9日～7月9日
 - (3) 説明会開催日 平成19年3月27日 第1回 午後2時から 第2回 午後6時から

<店舗概要>

- 1 店舗面積：1,451㎡
- 2 駐車場の収容台数：113台
- 3 駐輪場の収容台数：120台
- 4 荷さばき施設の面積：62㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：32㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午前0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～翌午前0時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前6時～午後10時

8 市町村・住民等の意見

(1) 茂原市の意見

- ① 廃棄物の排出を抑制して減量化を図るほか、有効利用可能な資源のリサイクル促進に積極的に取り組むこと。
- ② 駐車場での乗用車等の空ぶかし禁止、アイドリングストップをさらに徹底させること。また、近隣住民の生活環境を損なうような過度の照明は避ける等適切な措置を講じること。
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し適正に処理すること。茂原市ポイ捨て防止条例に配慮した環境づくりに努めること。

(2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成19年8月2日通知

<理由>

- (1) 今回の届出は、閉店時刻等の繰下げを行うもので、夜間に及ぶ変更である。騒音の予測結果は、一部の地点で基準値を上回るものの、現況夜間の騒音レベルの方が大きく、店舗周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見に対して、
 - ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守しながら、現在もリサイクルに取り組んでいますが、引き続き積極的に取り組んでいきます。
 - ②駐車場で乗用車等の空ぶかし禁止、アイドリングストップは看板や注意喚起で現在も対応していますが、今後も引き続き対応していきます。また、近隣住民の皆様に迷惑をかけないよう照明については、引き続き配慮していきます。
 - ③関係法令を遵守し、今後も周辺環境に配慮した環境づくりをおこなっていきます。
としており、適切な対応がとられると認められること。
- (3) 同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 スーパービバホーム習志野店B棟
- 2 所在地 習志野市茜浜一丁目5番ほか
- 3 建物設置者 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 池田輝彦
- 4 小売業者名 株式会社マルエイ（業種：食料品専門店）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前9時～午後9時30分 (変更後) 午前9時～翌午前9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前8時30分～午後10時 (変更後) 午前9時～翌午前9時
 - (3) 駐車場の位置及び収容台数の変更
 (変更前) 299台 (変更後) 299台（台数の変更なし）
 - (4) 廃棄物保管施設の位置及び容量
 (変更前) 91m³ (変更後) 91m³（容量の変更なし）
- 6 変更年月日 平成19年3月3日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成19年3月2日
 - (2) 公告縦覧期間 平成19年3月30日～平成19年7月30日
 - (3) 説明会開催日 平成19年4月25日 不要承認済
 - (4) その他 平成19年3月14日 軽微変更承認済
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 習志野市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：5,607m²
- 2 駐車場の収容台数：318台
- 3 駐輪場の収容台数：299台
- 4 荷さばき施設の面積：197m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：91m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時～翌午前9時
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成19年9月4日通知

<理由>

- (1) この届出は、駐輪場及び廃棄物保管施設の位置を変更するものである。いずれも敷地内の変更であり、また、収容台数及び容量に変更はなく、特に廃棄物保管施設については周辺の生活環境の保全にも配慮し、移設していること。
- (2) 法第8条第1項に基づく習志野市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- | | | |
|---|------------|-------------------------|
| 1 | 大規模小売店舗の名称 | ハードオフ東金店 |
| 2 | 所在地 | 東金市南上宿2丁目11番8 |
| 3 | 建物設置者 | 佐久間総業株式会社 |
| 4 | 小売業者名 | 株式会社ワンダーコーポレーション（業種：家電） |

5 変更しようとする事項

(1) 閉店時刻

(変更前) 午後8時

(変更後) 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後8時30分

(変更後) 午前9時30分～午後9時30分

6 変更年月日 平成19年3月17日

7 処理経過

- | | | |
|-----|--------|---------------------------|
| (1) | 届出日 | 平成19年3月16日 |
| (2) | 公告縦覧期間 | 平成19年4月10日～8月10日 |
| (3) | 説明会開催日 | 平成19年4月27日 第1回 午前10時30分から |

8 市町村・住民等の意見

- | | | |
|-----|--------|----|
| (1) | 東金市の意見 | なし |
| (2) | 住民等の意見 | なし |

第2 県の意見

「意見なし」 平成19年9月4日通知

<理由>

- (1) 今回の変更届出は、閉店時刻の繰下げ等を行うものであるが、夜間に及ぶ変更でなく、騒音の予測結果は全ての予測地点において基準値を下回り、店舗周辺地域の生活環境に与える環境は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく東金市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 店舗面積：1,651㎡ |
| 2 | 駐車場の収容台数：61台 |
| 3 | 駐輪場の収容台数：20台 |
| 4 | 荷さばき施設の面積：22㎡ |
| 5 | 廃棄物等の保管施設の容量：17㎡ |
| 6 | 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後9時 |
| 7 | 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～午後9時30分 |
| 8 | 駐車場の出入口の数：3か所 |
| 9 | 荷さばき可能時間帯
午前10時～午後9時 |

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 株式会社西友北習志野店
- 2 所在地 船橋市習志野台二丁目49番地3ほか
- 3 建物設置者 株式会社旭川島屋 代表取締役 島影昭吉
- 4 小売業者名 株式会社西友（業種：総合店）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - （変更前）59台
 - （変更後）59台（台数の変更なし）
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - （変更前）3か所
 - （変更後）2か所
- 6 変更年月日 平成19年11月20日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成19年3月13日
 - (2) 公告縦覧期間 平成19年4月10日～平成19年8月10日
 - (3) その他 平成19年3月29日 軽微変更承認済
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 船橋市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成19年9月10日通知

<理由>

- (1) 今回の変更は、今までの第2駐車場（24時間利用）が再開発により閉鎖されることから、新たに駐車場（24時間利用）を確保するものであるが、騒音の予測結果は、すべて基準値を満足しており、店舗周辺地域の生活環境に与える影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく船橋市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：4,758㎡
- 2 駐車場の収容台数：59台
- 3 駐輪場の収容台数：31台
- 4 荷さばき施設の面積：164㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：52㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時～翌午前9時
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 茂原セントラルモール
- 2 所在地 茂原市小林1606番10ほか
- 3 建物設置者 株式会社ハヤシ 代表取締役 林 博史
- 4 小売業者名 株式会社ハヤシ（業種：食料品専門店）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (変更前) 7か所
 - (変更後) 4か所
- 6 変更年月日 平成19年12月3日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成19年4月2日
 - (2) 公告縦覧期間 平成19年4月17日～平成19年8月17日
 - (3) 説明会開催日 平成19年5月29日 不要承認済
 - (4) その他 平成19年4月27日 軽微変更承認済
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 茂原市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<店舗概要>

- 1 店舗面積：13,494㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,043台
- 3 駐輪場の収容台数：184台
- 4 荷さばき施設の面積：432㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：145m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後10時30分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前6時～翌午前0時

第2 県の意見 「意見なし」 平成19年9月4日通知

<理由>

- (1) 今回の変更届出は、駐車場の位置の変更等であり、建物敷地外に予定していた隔地駐車場を閉鎖し、建物屋上に新たに設置するものであるが、変更前と同数の駐車場を確保しており、店舗周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと考えられること。
- (2) 法第8条第1項に基づく茂原市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。